

農業経営多角化支援事業実施要領

第1 事業の目的

農業者が所得を向上させ、経営の安定を図るためには、農産物の生産だけでなく、農産物の加工や販路の拡大等、経営の多角化の取組が重要である。

そこで、経営多角化による所得向上を目指す農業者に対して、必要な機械・施設等の整備を支援することを目的とする。

第2 事業の内容

本事業で実施する事業は機械・施設等整備事業とし、事業の内容は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年12月3日法律第67号、以下、六次産業化・地産地消法という）」に基づき認定を受けた総合化事業計画又は、「農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知、以下、農山漁村発イノベーション実施要領という）」に基づき作成した経営改善戦略の取組内容に即したもので、別表第1のとおりとする。

第3 事業の実施

1 事業の実施期間

本事業の実施期間は、原則として単年度とする。

2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次の要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 農業者、農地所有適格法人及び農業者が組織する団体等とする。なお、農業者が組織する団体にあつては、代表者の定め、組織規定及び事業により導入した機械・施設等の管理・利用に関する規程が定められており、3戸以上の農業者が主たる構成員となっている団体であること。
- (2) 交付決定の時点で有効な六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けていること。もしくは、農山漁村発イノベーション実施要領に基づく経営改善戦略を作成していること。
- (3) 交付決定の時点で有効な農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画の認定を受けていること。ただし、農業者が組織する団体等においては、団体もしくは構成員の1戸以上が認定を受けていけばよいものとする。

3 事業採択要件及び実施基準等

事業の採択及び実施基準については、農林水産部長が別に定める「農業経営多角化支援事業の実施基準」によるものとする。

4 事業実施計画の協議

(1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は別記様式第1号により事業実施計画書を作成し、市町村長へ提出するものとする。

なお、事業実施地区の範囲が複数の市町村の区域にわたる場合にあっては、原則として主たる市町村長とする。

(2) 市町村長は、事業実施計画書を審査し、適当と認められる場合は、実施計画書を別記様式第2号により知事と協議するものとする。

(3) 知事は、事業実施計画書を審査し、適当と認められる場合はこれを承認し、別記様式第3号により市町村長へ通知するものとする。

(4) (3) の通知を受けた市町村長は、事業実施主体に対し通知するものとする。

(5) 別表第2で定める事業実施計画の重要な変更は、上記の(1)から(4)までの手続きに準じて行うものとする。

なお、軽微な変更については、必要に応じ知事に届け出るものとする。

5 事業の着手

(1) 事業実施主体は、本事業を千葉県補助金等交付規則第4条の交付の決定(以下「交付決定」という。)前に着手する場合にあっては、あらかじめ、県の適正な指導を受けた上で、交付決定前着手届を別記様式第4号により市町村長を経由し、知事に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、交付決定の前に着手する場合については、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、市町村長は、交付決定の前に着手する場合については、交付申請書の備考欄に着手予定年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 交付決定の前に着手する場合については、知事は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第4 事業の推進体制

事業実施主体は、機械・施設の整備等を行うに当たり、県、市町村、千葉県農山漁村発イノベーションサポートセンター、農業協同組合等の関係機関 及び団体の指導・協力を得て適正に推進するものとする。

第5 機械・施設等の管理運営

事業実施主体は、整備する機械・施設について、効率的かつ適正な管理運営を行うものとする。

第6 助成・指導

県は、本事業の円滑な推進を図るため、予算の範囲内において別に定めるところにより助成を行うほか、事業の実施について指導を行うものとする。

第7 利用状況の報告

事業実施主体は、事業完了年度の翌年度から5か年間、事業の当該年度の利用状況を別記様式第5号により市町村長を経由し、知事へ毎年5月末日までに報告するものとする。

第8 事業の改善等

- 1 事業実施主体は、第6による県からの指導等を踏まえ、新商品や販売方法等の変更を行わなければ成果目標の達成が困難と判断するときは、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たす場合に限り、事業実施計画を改善することができる。
 - (1) 事業実施計画第3の2(1)に定める目標の売上高計と目標の所得を下回らないこと。
 - (2) 本事業により整備した機械・施設等を活用するものであること。
 - (3) 新商品の変更においては次のアからウまでのいずれかに該当すること。
 - ア 商品そのものが新しいこと
 - イ 原料が新しいこと
 - ウ 製法が新しいこと
- 2 1の事業実施主体は、改善した事業実施計画書を市町村長へ提出するものとし、これを受けた市町村長は別記様式第6号により知事と協議する。知事は当該計画を妥当と認めるときはこれを承認し、別記様式第7号により市町村に通知するものとする。
- 3 1の事業実施主体は事業実施計画の改善と併せて、総合化事業計画の変更申請及び認定又は経営改善戦略の変更をすること。

第9 書類等の経由

本事業に係る書類等の提出については、所轄農業事務所長を経由するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年度から平成 28 年度までの事業に適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 1 日一部改正し、平成 27 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 19 日一部改正し、平成 28 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日に施行し、平成 29 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 26 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。
- 2 この通知による改正前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別表第1 事業の内容

事業の区分	補助対象内容	補助率	備考
機械・施設等 整備事業	加工・流通・販売等についての新たな取組を行う場合に必要となる機械・施設等の整備。	市町村が県の補助金額の1/2以上補助する場合、1/3以内 (ただし、県の補助金額は300万円を上限とし、市町村の補助金額は県の補助金額の3/2以上を満たしていればよいものとする。)	

別表第2 事業実施計画の重要な変更

事業の区分	事業実施計画の重要な変更
機械・施設等整備事業	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 施設の設置場所・機械等の保管場所の変更 4 事業実施主体に係る事業費の30パーセントを超える増減

年度

農業経営多角化支援事業 実施計画書

事業実施主体名 _____

代 表 者 名（農業者団体または法人の場合のみ記載） _____

所 在 地 _____

関係市町村名 _____

作成日 年 月 日

変更・改善日 年 月 日

第1 事業実施主体の概要

1 事業実施主体名

2 事業実施主体の概要(農業者団体または法人の場合のみ記載)

(名称、所在地、代表者名、設立年月日、設立根拠法令、構成者数、従業者数、役員氏名、主な業務内容、事業実施主体構成員の概要(別記様式1を添付する))

3 事業実施主体の所在地

住 所 :

電話番号 :

4 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定年月日

もしくは農山漁村発イノベーション実施要領に基づく経営改善戦略の作成日
年 月 日(予定)

5 農業経営基盤強化法に基づく農業経営改善計画の認定年月日

年 月 日

第2 農業経営の現状

(経営規模、作付品目、加工、販売の状況等について記載すること)

第3 事業の目標

(※認定を受けた総合化事業計画の取組をすべて実施する場合は、総合化事業計画の写しの添付により、第3の1及び2について記載を省略できる。その場合は、添付する旨を明記すること。)

1 事業全体の目標

2 農林漁業経営の改善の目標

(1)事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高

現 状 (年 月期)

農産物名 ・新商品名	販 売 方 式	売 上 高 (円) [販売数量()×単価(円/)]
		[×]
		[×]
ア : 売 上 高 計		

目 標 (年 月期)

農産物名 ・新商品名	販 売 方 式	売 上 高 (円) [販売数量()×単価(円/)]
		[×]
		[×]
イ : 売 上 高 計		

(注) 販売数量の単位については、農林水産物等又は新商品に応じた適切な単位を使用すること。

→ [売上高の増加率] _____% (= (イ÷ア) ×100)

(2) 農林漁業及び関連事業の所得

現 状 (年 月期)

(単位：円)

ウ：農林漁業及び関連事業の売上高	
エ：経営費	
オ：所得（ウ－エ）	

目 標 (年 月期)

(単位：円)

カ：農林漁業及び関連事業の売上高	
キ：経営費	
ク：所得（カーキ）	

→ [所得の増加率] _____% (= (ク÷オ) ×100)

(注) (2) については申請者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

(3) 販売先別販売量及び販売額

区 分	農産物名 ・新商品名	販売先別	(名称)	(名称)	(名称)	(名称)	その他	計
現 状 (年 月期)		販売量						
		販売額						
		販売量						
		販売額						
目 標 (年度)		販売量						
		販売額						
		販売量						
		販売額						

(4) 新商品の年度別販売計画

農産物名 ・新商品名	年度別	1年目 (年 月期)	2年目 (年 月期)	3年目 (年 月期)	4年目 (年 月期)	5年目 (年 月期)
	販売量					
	販売額					
	販売量					
	販売額					

第4 事業の内容

(※認定を受けた総合化事業計画の取組をすべて実施する場合は、総合化事業計画の写しの添付により、第4の1及び2については記載を省略できる。(その場合は、添付する旨を明記すること。))。

1 実施内容

(1)新商品の開発、生産又は需要の開拓の取組

(2)新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善の取組

(3)(1)又は(2)の取組を行うために必要な生産の方式の改善の取組

2 実施体制

3 導入事業の概要

機械・施設等整備事業に係る機械・施設等の導入計画

新商品名	機械・施設等 区 分	規格、構造 又は能力等	事業量	単価	事業費	負担区分				備 考 (設置場所)
						補助金		自己負担		
						県 費	市町村費		うち 〇〇資金	
					円	円	円	円	円	
本欄は経費毎に区分せず、合計金額の記入で可										
小 計（消費税抜き）										
消費税										
合 計										

4 導入機械・施設の利用計画

新商品名	機械・施設名	利用（稼働）期間	処理量・生産量	備考

5 導入機械・施設等の規模決定計画

導入する機械・施設の規模決定根拠又は事業量決定方法（様式適宜）
 既存の機械・施設の所有状況、稼働（利用）状況等を踏まえ、事業で導入する機械又は
 施設ごとに記入すること。

第5 総合化事業の実施期間（総合化事業計画の認定を受けている場合のみ記載）

年 月 日～ 年 月 日

第6 添付資料

- 1 事業実施位置図
- 2 事業実施主体構成員の概要(別添様式第1号別添様式1)
[事業実施主体が農業者団体または法人の場合は添付]
- 3 導入機械・施設等の設置場所周辺の見取図及び機械・施設等の配置図
- 4 農業用プラスチックフィルムを使用する施設を導入する場合は、農業用廃プラスチック処理計画(別添様式第1号別添様式2)
- 5 導入機械・施設等の見積書又は設計書
[計画設計図(立面図、平面図等)及びカタログを含む。]
- 6 誓約書(別添様式第1号別添様式3)、役員等名簿(別添様式第1号別添様式4)
- 7 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画を証明する書類及び認定申請書の写し又は農山漁村発イノベーション実施要領に基づき作成した経営改善戦略
- 8 千葉県農山漁村発イノベーションサポートセンターから経営改善戦略の作成支援を受けた証明(別添様式第1号別添様式5)
[7の経営改善戦略を添付する場合のみ添付]
- 9 商品等を説明する資料
[商品名・主原料・内容量・希望小売価格・ターゲット(売り先・客)・商品の特徴・商品写真等]
- 10 既に食品営業許可証を取得している場合はその写し
- 11 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画認定書(様式第2号)の写し
- 12 法人の定款の写し
[事業実施主体が法人の場合は添付]

別記様式第1号別添様式1

事業実施主体構成員の概況

役職名	氏 名	住 所	農業従事者数	対象作物作付面積 (施設面積)			加工品生産量	備考
				〇〇〇	〇〇〇	計		
	〇〇〇〇 (才)	△ △ △	人	a	a	a	品名() 生産量 t 品名() 生産量 kg	

別記様式第1号別添様式2

農業用廃プラスチック処理計画

1 農業用プラスチックの利用状況

プラスチックの種類	利用量(kg)	更新年限	備 考
塩化ビニールフィルム			
ポリエチレンフィルム			
硬質プラスチック			
そ の 他			
計			

2 農業用廃プラスチック処理計画

	プラスチックの種類	処理量(kg)	処理方法	備 考
年 度	塩化ビニールフィルム			
	硬質プラスチック			
	ポリエチレンフィルム			
	そ の 他			
	計			
年 度	塩化ビニールフィルム			
	ポリエチレンフィルム			
	硬質プラスチック			
	そ の 他			
	計			

(注) 処理方法については、下記のうちから該当する番号①～⑤を記入する。

ただし、その他④、⑤の場合は、具体的に工場名等を記入する。

- ・廃プラ工場へ搬入
 - ①指定された廃プラ集積所へ搬入
 - ②市町村協議会が回収
 - ③自分で廃プラ工場へ搬入
 - ④その他の方法で廃プラ工場へ搬入
- ・その他の方法で処理
 - ⑤その他、独自に廃プラ回収業者に委託等

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

事業実施主体住所

事業実施主体名

代 表 者 氏 名

印

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が農業経営多角化支援事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、事業計画の承認を受けられないこと、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

注意事項

※ 本人が自署で作成する場合、押印は原則不要とする。

※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

別記様式第 1 号別添様式 4

役 員 等 名 簿

番号	商号又は名称（半カナ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半カナ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住所	職名
					元号 MTSHR	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

現在における（ 私 ・ 当法人（団体） ）の役員等名簿に相違ありません。
年 月 日

注意事項

- ・ 本人が自署で作成する場合、押印は原則不要とする。
- ・ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

事業実施主体住所
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

印

役員など名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が
・ 個人である場合は本人を記載すること。
・ 法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件事業計画又は補助金の申請に関する権限若しくは補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

年 月 日

〇〇市（町・村）〇〇 〇〇氏の経営改善戦略（〇〇年〇月〇日作成）

について、千葉県農山漁村発イノベーションサポートセンターからの
依頼により、作成支援をしたことを証明します。

千葉県農山漁村発イノベーションサポートセンター

〇年度地域プランナー 〇〇 〇〇

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市 町 村 長

農業経営多角化支援事業実施計画の協議について

このことについて、 年度農業経営多角化支援事業を別添計画書のとおり実施したので、農業経営多角化支援事業実施要領第 3 の 4 の (2) の規定により協議します。

別記様式第3号

番
年 月 日

市町村長 様

千葉県知事

年度農業経営多角化支援事業実施計画の（変更）承認及び補助金の
内示について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについて、農業経営
多角化支援事業実施要領第3の4の（3）に基づき承認します。

また、下記のとおり補助金を内示しますので、事業実施主体に通知願うとともに、農業経営多角化支援事業補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、年
月 日までに、補助金交付申請書を正副2部作成の上、所管する農業事務所企画
振興課へ提出願います。

記

補助金内示額 金 円

別記様式第4号

〇〇年度農業経営多角化支援事業補助金
交付決定前着手届

番 号
年 月 日

千葉県知事

様

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

農業経営多角化支援事業補助金交付決定前着手届

年度農業経営多角化支援事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を
了承の上、補助金交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した
事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない
場合においても異議が無いこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画
変更を行わないこと。

(別添)

新商品名	機械・施設等 区 分	規格、構造 又は能力等	事業量	事業費	着手予定 年 月 日	竣工予定 年 月 日	理 由
計							

別記様式第5号

農業経営多角化支援事業利用状況報告書
(報告対象年度 年度)

年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地
事業実施主体名
代表者の氏名

このことについて、農業経営多角化支援事業実施要領第7の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業の概要

事業実施年度	年度
竣工年月日	年 月 日
事業内容及び事業量	
事業費(うち県補助金)	()

2 機械・施設等の利用状況

新商品名	機械・施設の区分	利用計画 (生産量、利用回数、 利用時間等で記載)	利用実績	利用率(%) (実績/計画)

注) 利用計画及び実績は、計画書の利用計画に沿って適宜、生産量、利用回数、利用時間、取扱量などの数値を使用すること。

利用率が70%未満となった場合は、その原因・理由及び当面の対策を別途記載すること。

3 農業経営の改善の目標の達成状況

達成率目標・実績・目標の達成状況				
新商品名	販路方式	目標売上高 (年 月期)	実績売上高 (年 月 ～ 年 月)	達成率 (%) (実績／目標)
売上高計				

注) 目標年次に目標を達成できなかった場合は、その原因・理由及び改善策を別途記載すること。

別記様式第 6 号

番 年 月 号
日

千葉県知事 様

市 町 村 長

農業経営多角化支援事業実施計画の改善の協議について

このことについて、 年度農業経営多角化支援事業を別添計画書のとおり改善したので、農業経営多角化支援事業実施要領第 8 の 2 の規定により協議します。

別記様式第 7 号

番
年 月 日

市町村長 様

千葉県知事

年度農業経営多角化支援事業実施計画の改善の承認について
(通知)

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについて、農業経営
多角化支援事業実施要領第 8 の 2 に基づき承認します。